

第 11 回テンサイシストセンチュウ対策検討会議 (令和 6 年 2 月 27 日)

本会議においては、国内で確認されているテンサイシストセンチュウ（Hs）について、本年度に実施した取組の結果及び今後の対応について検討が行われ、以下の対応とすることが妥当とされた。

I. 令和 5 年度の実施結果

(1) 防除区域への追加

令和 4 年度に地区内全体の Hs の発生状況が把握できた長野県南佐久郡川上村樋澤地区及び南牧村平沢地区については、令和 5 年 6 月に緊急防除の防除区域に追加。

(2) 発生範囲の特定調査

令和 4 年度に地区内の一部のほ場で Hs の発生が確認された南牧村の 1 地区及び、山梨県北杜市の 4 地区において、地区内の発生範囲の特定調査を進めた結果、南牧村の 1 地区の計 35 ほ場、北杜市の 4 地区の計 18 ほ場において Hs の発生を確認。

また、北杜市における調査において、これまで Hs が確認されていない同市の 3 地区内の一部のほ場（計 5 ほ場）において新たに Hs の発生を確認。

(3) Hs 確認ほ場の防除実績

原村では、令和 5 年 7 月に、これまでに Hs の発生が確認されていないほ場計 2 ほ場において、キャベツの生育不良の情報があり、調査したところ Hs の発生が確認されたことから、速やかに土壌消毒を実施したものの、防除後においても Hs の発生を確認。

川上村樋澤地区及び南牧村平沢地区の Hs の発生が確認されたほ場について、令和 5 年度に D-D 剤による土壌消毒を実施した結果、川上村樋澤地区の 4 ほ場（残り 1 ほ場）、南牧村平沢地区の 64 ほ場（残り 10 ほ場）で Hs 密度が検出限界以下となったことを確認。

また、上記（2）の調査において新たに Hs の発生が確認されたほ場について、速やかに土壌消毒を実施した結果、南牧村の 1 地区の 13 ほ場（残り 22 ほ場）、北杜市の 4 地区の計 15 ほ場（残り 3 ほ場）で検出限界

以下となったことを確認。

(4) 輪作を前提とした防除体系の確立に向けた実証試験

原村において、令和4年度から実施している輪作を前提とした防除体系の確立に向けた実証試験（対象ほ場では、令和4年度は基本的に非寄主植物を作付け。）について、本年度の寄主植物の作付け後等に調査した結果、全ての対象ほ場（5ほ場）においてHsは検出されず、当該試験で設計した防除体系の下で検出限界以下の状態が継続していることを確認。

(5) 侵入原因の特定調査

長野県南佐久郡及び山梨県北杜市にHsが侵入した原因を特定するため、植物防疫所が長野県及び山梨県と連携して、Hsの発生地域からの寄主植物の持ち込みの有無等について、現地関係者等から聞き取り調査を実施したが、侵入原因の特定に至るような情報は得られなかった。

(6) Hsを再発生させないための取組

長野県では、検出限界以下が確認されたほ場等においてHsが再発生することがないように、現地での通常の営農において取り組むべき対策（輪作等）について検討しており、令和5年11月に現地において技術検討会を開催し有識者と意見交換を実施した上でマニュアルを作成。

Ⅱ. 令和6年度の防除対策等

(1) 緊急防除の実施

①長野県諏訪郡原村

原村で実施している緊急防除については、令和5年度までに実施した輪作を前提とした防除体系の確立に向けた実証試験を、令和6年度においても継続して実施。

一方、令和5年度に新たにHsが検出されたほ場について、防除後においても検出限界以下が確認されていないほ場があることから、引き続き防除対策を実施する。

②長野県南佐久郡川上村及び南牧村

令和5年度に防除区域に追加し、緊急防除を実施している川上村樋

澤地区及び南牧村平沢地区については、令和５年度に実施した防除後においても、検出限界以下が確認されていないほ場があることから、引き続き防除対策を実施する。

また、令和５年度に南牧村の１地区において実施した発生範囲の特定調査により判明した、Hs の発生状況を踏まえ、当該地区を現行の緊急防除の防除区域に追加して、防除対策を実施する。

③山梨県北杜市

北杜市の４地区については、令和５年度に実施した発生範囲の特定調査により、Hs の発生状況が判明した。当該地区については、

- ・本年度の防除により各地区に残存する Hs 発生ほ場数は大幅に減少（残り３ほ場であり、１地区では全てのほ場で検出限界以下となったことを確認）し、令和６年度に予定されている防除措置により早期の発生終息が見込まれること
- ・また、北杜市は水稻等の非寄主植物の栽培が盛んな地域であり、Hs 発生ほ場から周辺へまん延し増殖するリスクは低いと考えられること

等から、緊急防除の防除区域への追加は行わないものの、Hs 発生ほ場では、まん延防止対策を徹底しつつ、土壤消毒を実施する。

また、令和５年度の発生範囲の特定調査により、地区内の一部のほ場において Hs が新たに確認された３地区については、地区内の Hs 発生ほ場の土壤消毒やまん延防止対策の徹底を図りつつ、地区内の発生範囲の特定調査を進め、Hs の発生状況が把握でき次第、防除区域への追加の必要性を検討する。

（２）Hs 発生ほ場での土壤消毒

令和５年度に検出限界以下となっていないほ場及び令和６年度に新たに Hs の発生が確認されたほ場については、緊急防除の実施の有無に関わらず、D-D 剤による土壤消毒を実施し、検出限界以下とする。

（３）発生範囲の特定調査

令和５年度に Hs の発生が新たに確認された山梨県北杜市の３地区においては、引き続き、確認地区内の未調査ほ場や Hs 確認ほ場の関連ほ場について、Hs の発生範囲を特定するための調査を実施する。

(4) 侵入原因の特定

新たに Hs が確認された地域においては、現地関係者から聞き取り調査を実施するとともに、ほ場から採取された Hs のシストについて系統解析を実施する等、Hs が侵入した原因を特定するための調査を実施する。

(5) Hs を再発生させないための取組の地域への普及

長野県は、実証試験を実施した輪作を前提とした防除体系の内容を含め、同県が作成した Hs を再発生させないための取組に係るマニュアルの内容について、特に、検出限界以下が確認されたほ場において積極的に取組が進むよう、生産者や J A に説明し、普及を進める。

また、山梨県についても、Hs の発生が確認されたほ場の生産者数は少ないものの、当該生産者に対して、検出限界以下の確認後においても Hs を再発生させない取組を生産者自身が実施することについて説明し、取組についての理解・協力を得る。

(6) 緊急防除の終了後に向けた対応

緊急防除を実施している地区においては、全ての Hs 発生ほ場が検出限界以下となったことをもって緊急防除を終了することとするため、緊急防除の終了後を見据え、長野県及び山梨県は、上記(5)の取組の他、Hs の再発生の監視体制の構築や Hs の再発生が確認された場合の対応等について、検討を進める。

Ⅲ. その他

原村からの要望を踏まえて長野県が主体となり、令和4年度から実施している連作を前提とした防除体系を確立するための実証試験については、本年度、対象となる検出限界以下ほ場計78ほ場の寄主植物の作付け後の土壌調査の結果、10ほ場で Hs の再発生を確認。

長野県は、防除体系の内容を見直すとともに、先述の Hs を発生させないための取組の内容を考慮した上で、令和6年度も実証試験を継続する予定。